

令和7年度第1回全国健康保険協会三重支部評議会議事概要（要旨）

1. 開催日時 令和7年7月16日(水曜日)
午後2時00分～午後4時00分
2. 開催場所 全国健康保険協会三重支部6階会議室
3. 出席評議員 薄井評議員、黒澤評議員、高橋評議員（議長）、中出評議員、
西澤評議員、橋本評議員、真弓評議員、横田評議員
(五十音順)
4. 議 事 (1) 令和6年度決算見込み（医療分）について
(2) 令和6年度事業報告等について
(3) その他報告事項について

議題1. 令和6年度決算見込み（医療分）について
資料1に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

今後の診療報酬の改定の影響について教えてほしい。

【事務局】

診療報酬の改定は2年ごとにあり、直近の改定は令和6年度であった。次回令和8年度の改定では「経済財政運営と改革の基本方針2025」いわゆる骨太の方針2025において、物価、人件費等の高騰分の影響を経営の安定や医療関係者の賃上げにつながるよう診療報酬に反映させていくことが示されている。医療費に影響するため、今後の動向を注視していきたい。

【学識経験者】

令和6年度三重支部の支出のインセンティブについて説明してほしい。

【事務局】

インセンティブ制度は健診受診率や保健指導の実施率等の評価指標に基づき全支部をランキングづけし、上位15支部に対し、全支部で負担した財源をもとに保険料率引き下げの報奨金を受けられる制度である。令和4年度のインセンティブの結果が令和6年度の保険料率に反映されているが、三重支部はインセンティブ付与の対象とはならなかったため、加算のみとなった。

【学識経験者】

後期高齢者の「支援金」と前期高齢者の「納付金」にはどのような違いがあるのか。

【事務局】

前期高齢者納付金は保険者間の負担の不均衡を調整するため、各保険者の前期高齢者の加入率と全保険者の前期高齢者の平均加入率の差に応じて納付するもの。協会けんぽにおいては、加入率が日本の全体像に近づいたことと、報酬調整が1/3導入されたことにより負担額が減少した。

一方、後期高齢者支援金は現役世代が後期高齢者医療制度を財政的に支援するためのもので、団塊の世代が後期高齢者へ移行したため、増加が続いている。

議題 2. 令和 6 年度事業報告等について
資料 2 に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

従来の保険証は事業所が早期に回収することで資格喪失後受診を防ぐことができたが、マイナ保険証の場合は資格喪失の情報はどの程度で反映されるのか。

【事務局】

年金機構において資格喪失処理がされた後、数日で資格喪失情報が反映される。事業所様の届出のスピードが重要となるため、積極的に周知広報に努めたい。

【被保険者代表】

電子申請で資格取得手続きを行い、マイナ保険証への反映に数日かかっているが、反映前に以前の資格情報のまま受診する可能性がある。従業員が簡単に資格情報の変更を確認する方法はないのか。

【事務局】

マイナポータル健康保険証のページで確認することができる。

誤った保険資格で受診された場合でも、社会保険診療報酬支払基金でレセプトの振替・分割を行うことができるケースもある。レセプトが支払基金に到着した時点で資格確認を実施し、旧資格で請求されたレセプトを新資格の保険者への請求に振替・分割される。

【学識経験者】

レセプト点検の査定率について確認したい。支払基金の一次審査と協会けんぽの二次審査で審査項目や観点が異なるのか。

【事務局】

協会けんぽは支払基金に審査を委託しており、審査項目は同じであるが、手法が異なる。

【学識経験者】

支払基金は ICT や AI を活用したことで査定点数が伸びているのか。

【事務局】

その通り。一次審査で漏れた案件を協会けんぽの点検員の専門的な知識を用い、点検を行っている。

【被保険者代表】

令和 8 年 1 月より電子申請がスタートするとあるが、傷病手当金をはじめとする給付金が対象となるのか。今までの事業主や医師の証明の取り扱いはどうなるのか。

【事務局】

給付金や任意継続等の各種申請を対象とする予定。詳細が決まり次第、広報させていただきます。

【被保険者代表】

現時点のチャットボットの状況はどうか。

【事務局】

協会けんぽのホームページで健康保険給付等への質問に対して、チャット形式で回答している。協会の営業時間外でもご自身のタイミングで回答を得ることができる。

【被保険者代表】

被保険者の特定保健指導の実施率について、継続支援した方のみカウントの対象か。

【事務局】

継続支援中に中断となってしまう方もいるが、最終評価まで終了された方のみカウントする。

【被保険者代表】

初回面談後の中断率はどのくらいか。

【事務局】

初回面談後の中断率は約 2 割となっている。

初回面談時には保健指導の意義や重要性を説明し、最終評価までつながるように進めているが、対象者と連絡がつかなくなり中断となるケースが多い。

議題 3. その他報告事項について

資料 3 に沿って事務局から説明。

《評議員からの主な意見》

【事業主代表】

従来の保険証等は事業所経由で従業員へ渡していたために交付状況を事業所が把握できたが、職権発行され、従業員に直接資格確認書が送付されると、確実に届いているかわからないのではないかと。

【事務局】

事業所様へ資格確認書の送付予定対象者一覧表を 7 月から 8 月にかけて送る。宛所不明等で従業員へお届けできなかった資格確認書は後日事業所様へまとめて送らせていただくので、配付いただきたい。その際にできればマイナ保険証への登録を勧奨いただきたい。

【被保険者代表】

従業員の中にはマイナ保険証の利用を拒否する層が一定数いる。企業としてはマイナ保険証の利用促進の勧奨を行っているが、対応が難しい部分がある。

【事務局】

データに基づくより良い医療を受けられる、手続きなしに高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるといったマイナ保険証のメリットをお伝えいた

きたい。

個人情報の漏洩が心配な方に対してはマイナンバーカード自体にはプライバシー性の高い情報は記録されていない点をご説明いただきたい。

【学識経験者】

わかりやすく非常に有効な資料と思う。社内の職員で共有してよいか。

【事務局】

ホームページにも掲載するので、ぜひ周知広報いただきたい。

以上